

園のしおり

<重要事項説明書>



うんちゅうしゃ
社会福祉法人 雲柱社

れい めい ほ いく えん
黎明保育園

〒124-0006 東京都葛飾区堀切3-30-12

OTel …03(3697)0720

OFax …03(5670)0007

Oe-mail…reimei@unchusha.com

目次

○ 園の概要・事業概要・嘱託医	1
○ 事業理念・保育目標・園の方針	2
○ 保育の特色	3
○ 職員構成・クラス編成	4
○ 施設案内	5
○ 園の生活	6
○ 年間行事	7
○ その他の行事	8
保育中の事故の保険	
○ 持ち物について	9
○ 園生活に関する事項	10、11
○ 健康管理について	12～14
登園可能と判断する「意見書」(医師記入)	15
登園届(保護者記入)	16
登園届(インフルエンザ専用)	17
○ 連絡事項	18
○ 健康観察のポイント	19、20
○ 園生活上の注意・お願い	21
個人情報保護について	
苦情解決の取り組み	
○ 乳幼児突然死症候群(SIDS)について	22
○ 緊急時メールシステムの登録について	23、24
○ 写真販売について	25
○ 災害時避難場所について	26
○ 社会福祉法人 雲柱社 黎明保育園運営規程	27～31

◆園の概要・沿革

- 名 称 . . . 黎明保育園 (れいめいほいくえん)
- 設置運営主体 . . . 社会福祉法人 雲柱社 (うんちゅうしゃ)
- 所在地 . . . 〒124-0006 東京都葛飾区堀切3-30-12
- TEL . . . 03-3697-0720
- FAX . . . 03-5670-0007
- e-mail . . . reimei@unchusha.com
- 定 員 . . . 105名
- 開所時間 . . . 7時15分～19時30分
- 入所対象児 . . . 0歳から5歳 就学前まで
- 保育時間 . . . 7時15分～18時15分
(コアタイム8:45～16:45)
- 延長保育 . . . 18時16分～19時30分
 - ・延長保育は満1歳の誕生日を過ぎてから利用できます。
(食事形態が移行食まで進んでいる事が目安です)
 - ・延長保育を利用する場合は、職員にお伝え下さい。
(別途、申請書と勤務証明書が必要となります)
- 日曜・祝祭日、年末年始(12/29～1/3)は休園となります。

◆事業概要

- ①産休明け保育
- ②延長保育 18時16分～19時30分
- ③統合保育 障害のある子もそうでない子も共に育つ
- ④一時保育事業 (緊急一時保育を含む)
- ⑤学童クラブ れいめい宝学童保育クラブ、れいめい堀切学童保育クラブ
れいめい白鳥学童保育クラブ
- ⑥地域活動
 - ・保育所体験・園庭開放・中高生の職場体験
 - ・ボランティア受入れなど



◆嘱託医

内 科 佐久間 達朗 (佐久間レディース&ファミリアクリニック)
住所：葛飾区堀切2-54-16 TEL：03-3691-0371

歯 科 武藤 功英 (武藤歯科)
住所：葛飾区堀切5-31-5 TEL：03-3602-8866



◆事業理念・保育目標・園の方針

◇ 法人事業理念

1. 私たちは、子どもたちが神を敬い、人を愛するように成長することを願って保育します。
2. 私たちは、子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、それを受け入れ伸ばしていく保育をします。
3. 私たちは、子どもたちの自ら育つ力を信じ、意欲を育て支える保育をします。
4. 私たちは、子どもたちが心身共に健やかに育つために、保護者の子育てを支援します。
5. 私たちは、地域に開かれた保育園を目指します。
6. 私たちは、保育の質の向上を常に心がけ、専門の知識を深め、技能の研鑽に努めます。

◇ 法人保育目標

神と人から愛されていることを知り、自分やまわりの人を大切にする子ども

1. ありのままの自分が受け入れられ、自己発揮でき、考えて行動できる子ども
2. のびのびとしなやかに、体を動かして遊ぶ子ども
3. 基本的な生活習慣が身につき、見通しをもってできることを自分でする子ども
4. さまざまな人との関わりを大切にし、思いやりをもって共に生きる子ども
5. 自然や命あるものとの出会いを大切にし、豊かに感じとり表現する子ども

◇ 園の方針

1. すべての子どもは神様からさずけられた大切な命として尊重されるという、キリスト教の精神を基にしています。
2. 障がいをもった子ども、そうでない子ども、共に生きることをめざしています。
3. 「子どもにとってどうか」を大事に保育しています。
4. 家庭と保育園が協力し合って、子どもたちにとってよりよい保育環境を整えるよう努力しています。
5. 一番困っている人に心を向ける保育園をめざしています。
6. 地域の人たちにとって必要とされる、開かれた保育園をめざしています。



◆保育の特色

○健康な体づくり

- ・ 戸外で充分遊ぶ… 戸外保育を大切にしています。
- ・ 食事の充実 … 安全な食材を使い手作りの食事とおやつの提供。



離乳食から移行食へのきめ細かい対応。
お子様の状態に合わせて食事を作っています。

* アレルギー食の対応

(医師の指示書を1年に1回提出していただきます)

○遊びを通して仲間を作る

- ・ 友だちと遊んで楽しかったという思いを積み重ねる中で、自律性（自分の行動や感情をコントロールする力）や、自主性（自分の意志でやりたい事を決めたり、行動したりする力）が育ちます。

○生活力を育てる

- ・ 「自分でしたい」という意欲を大事に育てます。してもらう事から、すこしずつ自分でできる力が育ち、幼児クラスになると食事の準備・片づけ・布団敷きなどを自分たちですすめる活動をします。

○自然とのかかわり

- ・ 生物とのふれあいや、野菜や花などの栽培を通じた体験を、大事にしています。

○豊かな表現活動をめざして

- ・ さまざまな素材を提供し、物を創ったり描いたりする力を育てます。
- ・ リズム遊びやごっこあそびなどを通し、表現し合う喜びを体験します。

○異年齢児との交流

- ・ 大きい子どもの姿に刺激を受けて、少しでも近づこうと挑戦する姿、年長者として小さい子どもをいたわる気持ちも、保育生活を通して子どもたちに培われていきます。

◆職員構成・クラス編成

◇ 職員構成

園長 1名 主任 1名 副主任 1名
 保育士 18名 看護師 1名 栄養士 2名
 非常勤職員 18名

(国の最低基準以上の職員配置をしております。)



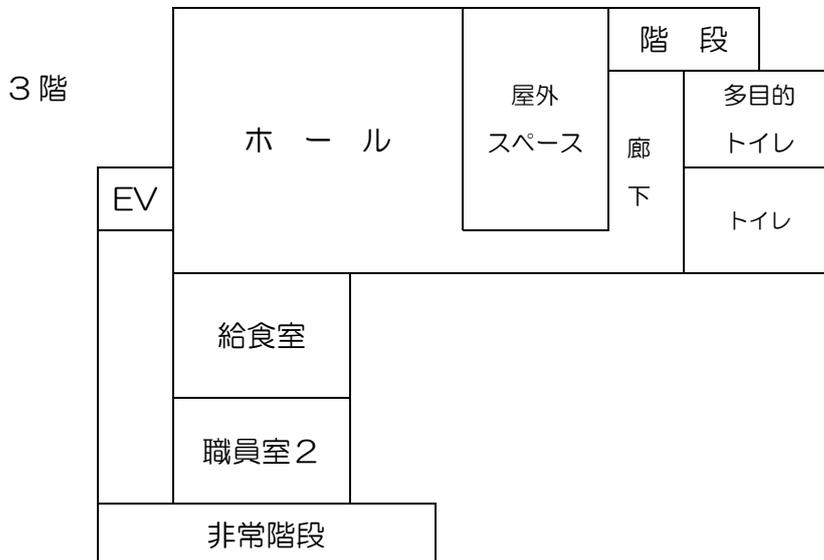
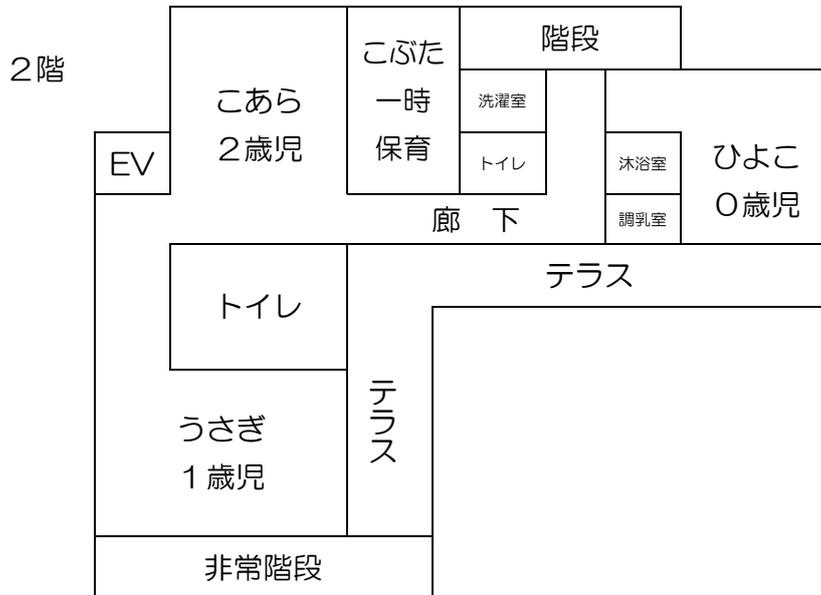
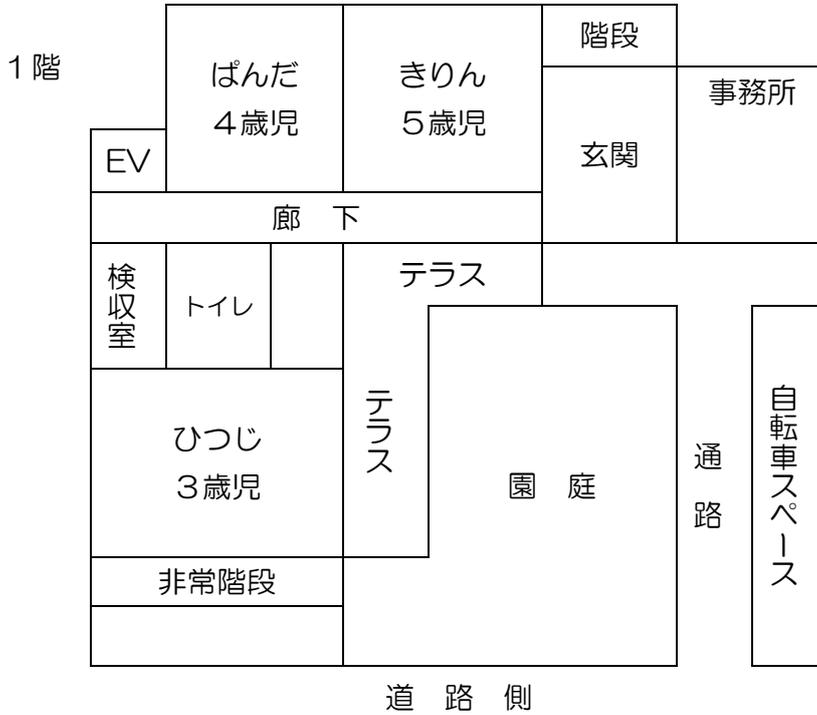
◇ クラス編成

年齢	クラス名	定員
0歳児	ひよこ	9名
1歳児	うさぎ	16名
2歳児	こあら	20名
3歳児	ひつじ	20名
4歳児	ぱんだ	20名
5歳児	きりん	20名
	合計	105名

◆沿革

- ・1946年 賀川豊彦（キリスト教の牧師・社会福祉事業家・生協の生みの親）の弟子等がキリスト教の家庭集会を始める。
- ・1949年 6月15日上記の会が母体となり「レイメイ青空保育園」として、妙源寺境内で開園。11月現在地へ移転する。
- ・1968年 老朽化した木造園舎を取壊し、建坪148坪の鉄筋コンクリート総二階建ての園舎を新築。2歳児保育を始め、定員130名となる。
- ・1972年 障がい児を受け入れて統合保育を、また同時に長時間保育の特例保育を開始。
- ・1989年 光と風を取り入れ、子ども達の生活がよく見える園舎という願いで行われた大規模修繕工事が完了。（創立40周年）0歳児保育が始まり、定員100名となる。
- ・1992年 0歳児産休明け保育・延長保育（午後7時まで）を始める。
- ・1994年 緊急一時保育を始める。
- ・1996年 黎明学童保育クラブ（東京都葛飾区学童保育事業助成要綱に基づき）開所
- ・1999年 創立50周年記念
- ・2002年 9月に、一時保育事業〈こぶた組〉を開設。
- ・2009年 創立60周年記念
- ・2019年 創立70周年記念
- ・2020年 新園舎完成・定員105名となる

◆施設案内



◆園の生活

	0歳児	1・2歳児	3歳以上児
7:15	順次登園 (健康観察・検温)	順次登園 (健康観察)	順次登園 (健康観察)
8:45	クラス活動	クラス活動 栄養補給(牛乳)	クラス活動
10:00	あそび 離乳食・ミルク (月齢・食事形態に 合わせて) 戸外や室内あそび	あそび 室内・園庭もしくは 戸外(公園)散歩	あそび 室内・園庭もしくは 戸外(公園)散歩
11:10	移行食 (午後寝)検温	着替えや手洗い 昼食	着替えや手洗い 昼食
14:00	離乳食・ミルク あそび	↓ 昼寝	↓ 昼寝
15:00	↓	起床 おやつ あそび	起床 おやつ あそび
16:45	順次降園	順次降園	順次降園 (幼児クラスは合同保育)
18:16	延長保育 ↓	延長保育 ↓	延長保育 ↓
19:30	最終降園	最終降園	最終降園

- ・0歳児は月齢により個人差が大きくなりますので、一人ひとりの状態をみながら無理のない様に進めていきます。
- ・その日の子どもの状況に応じて、時間や内容を変更します。
- ・5歳児(きりん組)は、1月頃より昼寝がなくなります。
- ・お知らせ等は、保育室の入口にてホワイトボードでお知らせします。
- ・幼児クラスは、子どもたちのその日の様子を掲示してありますので、ご覧下さい。

◆年間行事



(保護者が参加する行事には、☆印が付いています)

4月	☆	入園式	新しいお友だちを歓迎します
		イースター	キリスト教の行事です。幼児クラスは礼拝後、卵探しゲームなどをして、イエス・キリストの復活を喜びます。
5月	☆	ファミリーデー (2～5歳クラス)	自然の中でオリエンテーリングやゲームをして、親睦を図り、大人も子どもも一緒に交流して楽しめます。
6月		こどもの日 ・花の日	キリスト教の行事です。子どもたちが神様の祝福を受けて健やかに大きくなった事を祝います
		宿泊保育 (5歳児)	友だちと力を合わせ、楽しく過ごし、年長児としての自信につなげる事が目的です。
7月	☆	0歳、1歳児 クラス交流会	0歳児、1歳児クラスそれぞれに集まり、親子でふれあい遊び等を楽しみます。
9月	☆	避難・降園 訓練	保育園からお家の方に「かんたんメール」を流します。電話を受けたら、敏速に行動して、お子様を迎えに来て頂く年一回の訓練です。
10月	☆	運動会 (2～5歳クラス)	お家の人と一緒に楽しみましょう。ウェルピア葛飾の広いグラウンドで、子どもたちが力いっぱい体を動かして楽しめます。
		遠足	いも掘りに出かけます。(4・5歳児) <3歳児クラスは近隣の公園にお弁当を持ってミニ遠足に出かけます>
11月		収穫感謝祭	キリスト教の行事です。消防署や警察署などへの訪問や、豚汁パーティーをして収穫を感謝しお祝いします。
	☆	おまつり広場	保育園・れいめい学童・堀切こうとう教会等、地域の方と共催し、模擬店やゲームコーナーなど、親子でおまつりのような一日を過ごします。
12月	☆	クリスマス	イエス・キリストの誕生日を、お家の方々と一緒にお祝いします。
2月		おもいで遠足 (幼児クラス)	幼児クラスが、おもいで作りにバスに乗って遠足に出かけます。
3月	☆	卒園式	長い子どもは6年間、泣いたり、笑ったり、楽しいことがいっぱい、いろいろな経験をして大きくなった、新しい巣立ちの時です。

※感染状況などで行事の変更・縮小などがあります。ご了承ください。

※3・4・5歳児は月に2回 講師による「リトミック」を行っています。

※4・5歳児は月に1回 講師による「英語であそぼう」を行っています。

◆その他の行事

(保護者が参加する行事は、☆印が付いています。)

☆	誕生日会	毎月一回、誕生日のお友だちをお祝いします。 (きりん組は保護者の方に参加をお願いしています。)
	避難訓練	毎月一回、子どもと園の職員が行う訓練です。
☆	クラス懇談会	保育園で過ごす子どもたちの様子など、 クラス担任と保護者が一緒にお話しをし合う会です。 年2回
☆	保育参加	午前中の保育園での子どもたちの生活を、お父さまと 一緒に体験していただきます。2～5歳児クラスの希 望者のみ年1回(期間や時間はクラスにより前後あり)
☆	個人面談	保護者の方と担任で園での様子などをお話しします。 (0～3歳クラスは希望者、4・5歳クラスは全員)

○ 0才児健診 (毎月1回)

・・・園医の先生に毎月健康状態を診てもらいます。

○ 全園児健診 (5月・10月)

・・・園医の先生に年2回、健康状態を診てもらいます。

○ 歯科検診 (6月・11月)

・・・園医の先生に年2回、歯の状態を診てもらいます。

○ 身体測定 (毎月1回)

・・・身長・体重の測定をして子どもの成長を見守ります。

保育中の事故の保険

全園児が、ほいくえんのほけん・こどもえんのほけん「全私保連保険制度」セットプランに加入しています(掛け金は社会福祉法人雲柱社が負担)。日頃、園児の事故対策については万全を期しますが、万が一怪我をした場合は給付を受けられます。

■ どんとき

- ・ 保育園で保育を受けている時
- ・ 通常の経路及び方法で登降園する時

■ 給付の額

- ・ 「全私保連保険制度」セットプランで定められた額

■ 給付金の支払い

- ・ 社団法人私立保育園連盟の通知により保育園を通して保護者に支払われます
(2カ月ほどかかります)

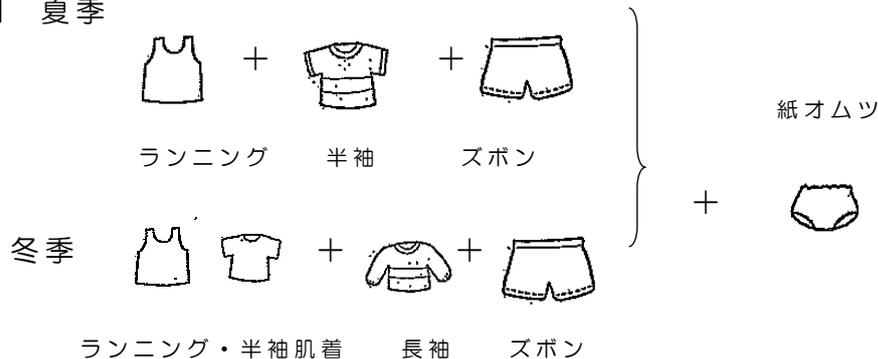
※健康保険適用外の医療機関や治療内容によっては、支給が受けられない場合があります。

上記に当てはまる場合は、職員までお声掛け下さい

◆持ち物について

持ち物	内 容	ひよこ	うさぎ	こあら	幼 児
着替え(※1)	2～3組程	3～4組	○	○	○
くつ	園で預かる(散歩用)運動靴	必要に 応じて	○	○	○
オムツ(※2)	紙パンツ	○	○	○	必要に応じて
おしりふき	ふたを付けた おしり拭きのパック	○	○	○	必要に応じて
汚れ物入れ	汚れ物を入れる袋	○	○	○	○
ビニール袋	濡れた衣類などを入れるため	○	○	○	○
コップ	水分補給用のコップ				○
巾着袋	コップ入れ				○
リュックサック	体のサイズに合った もの				○
うわばき	足のサイズに合った もの				○
クッキング用 エプロン・三角巾	クッキングを行う時に使用			○	○
午睡用品	シーツ	○	○	○	○
	タオルケット	○	○	○	○
	毛布(ブランケット)	○	○	○	○
おねしょマット	必要に応じて			○	○

※1 夏季



- ・衣類はできるだけ綿製品が良いです。薄着を励行します
(歩き始める頃からは、上着とズボンが別々のものをご用意下さい。)

※2 ・使用済みオムツは保育園で処分します。

- ・紙オムツは前に名前を書いて下さい。(登園時のものにも)
- ・おしり拭きのパックに記名をお願いします
- ・サブスクをご利用される方は、オムツ・おしり拭き共に不要です。

◆園生活に関する事項

1. 持ち物について

- 生活に必要なもの・みんなで使うものは、園で準備しますが、子どもが直接使用する物のいくつかは、家庭で準備して頂き維持管理をお願いします。

2. 食事について

- 月～土曜日、昼食・おやつ・補食（延長保育利用時）を提供しています。
- ・1日の食事の見本をガラスケースに展示しています。
- ・アレルギーのあるお子様は、医師の記入したアレルギー指示書を1年に1回提出していただき、アレルギー面談を行います。



3. 送り迎えについて

- 9時30分までの登園をお願いします。
- 送り迎えの際は、必ず担当職員と顔を合わせ挨拶してからお帰り下さい。
- 保育申請書記載の保育時間外になる場合は、職員までお伝え下さい。
- いつもと違う方が送り迎えをする場合は、あらかじめ園にご連絡下さい。
- 小学生のごきょうだいの送り迎えは御遠慮下さい。（中学生からとなります）
- おもちゃや食べ物を持って登園しないようにして下さい。
- 駐車スペースはありません。近隣の方のご迷惑になりますので、車での登降園はお控えください。自転車または徒歩でお越し下さい。（駐輪は、必ず駐輪スペースをご利用ください）

4. 欠席の際の連絡について

- 必ず午前7:15～午前9:00の間にクラス名・氏名・理由（私用、病欠等）をご連絡下さい。登園が午前9:30を過ぎる時も必ずご連絡下さい。連絡がない場合はクラス担任より連絡させていただく事もあります。

5. 連絡先について

- 緊急時の連絡先をいつも明確にしておいて下さい。
勤務先等の変更があった場合、保育時間に変更があった時又は転居の際などは必ずクラス担任へ速やかにご連絡下さい。
（変更届を葛飾区へ提出する必要があります。）
- 産前産後休暇・育児休暇の際は別途の保育申請書を記入していただきます。期間がわかりましたら職員までお声おかけ下さい。

6. 保育料について

- 保育料は住民税に依りて葛飾区で決定されます。
支払いは葛飾区からの連絡により、直接区に納入となります。
<トータルネットシステムによる銀行の引き落としもあります。>
延長保育料の算出の際に使用しますので年度途中にて保育料の変更があった場合は事務室までお知らせください。

7. 保育時間について

- 保育時間は、就労時間+通勤時間となっています。平日のお仕事がお休みの日のお預かりは行っていますが、8:45～16:45（コアタイム）のご利用をお願いします。

8. 延長保育料について

午後6時16分から午後7時30分までの保育を利用した際に、以下のような料金計算方法にて延長保育料が発生します。

- 勤務の都合上、延長保育が必要な為に延長保育申請をされた場合、延長保育料として、葛飾区に支払っている保育料の1割相当額（10円未満切捨）の料金が発生します。
- 申請書類、勤務証明書は前月の20日までに申請し、翌月1日より利用可能になります。
- 延長保育未申請で、延長保育をご利用の場合は、1回500円の料金が発生します。登降園バーコードリーダーでスキャンされた時間で確認します。
- 補食の準備の都合上、延長保育をご希望の場合は午後4：00までにお知らせ下さい。
- お迎えが午後7時30分以降になった場合（基本的には、午後7時30分が閉所時間です）遅延料として、30分につき500円の料金が発生します。
- 保育短時間の方は8：45～16：45の時間外の保育の場合、延長保育同様に前後共に1回500円の料金が発生します。

9. 金銭の取扱・実費徴収について

- 園内での金銭の取扱いは、原則として保護者の方が事務室にお持ち下さるか、クラス担任までお渡しいただく様をお願いします。
- きりん組は卒園アルバムが保護者からの卒園記念プレゼントとなります。卒園アルバムの追加シート・追加ビスなどの保護者が特別に購入を希望する場合は実費を請求する場合があります。

10. 園内へのセキュリティについて

- 園内へはナンバーロック鍵の門扉にて番号を押して入ってください。（事前に保護者の方にお知らせします）
- 玄関や園舎まわりには監視カメラを設置しておりALSOK（警備会社）の警備を導入しています。
- 各保育室及びホールには、1台ずつ見守りカメラを設置しています。
- 学校110番システムを完備しておりますので、不審者侵入の際は警察所へすみやかに通報されます。

10. 「慣れ保育」について

- 新入園児が初めから通常の保育時間の中で生活するのは、かなり負担の大きい事と思われます。その為、保育園では「慣れ保育」として期間を設け徐々に、子どもが園（担任が子ども）に、慣れる様に園生活の第一歩を進めていきます。時間は、クラスや個人によって異なりますがご家庭の方と相談しながら進めて行きます。

11. おむつのサブスクについて

- 花王×ベビージョブが提供する、おむつのサブスクサービスを利用することができます。職員までお声掛け下さい。

◆健康管理について

保育園は、幼い子どもたちが長時間にわたり集団生活をする場です。元気に毎日の生活を送る為、ご家庭での規則正しい生活（早寝・早起き・朝ごはん）は不可欠です。健康管理の為次の事にご協力をお願いします。

◇検温

毎朝、登園前に熱を測って下さい。（0歳児クラスは、園でお子さまのお預かり直前にも保護者の方に熱を測っていただいています）

◇朝の連絡

前日の変化について、発熱や微熱、家庭でのケガなど健康上に変わったこと、気がかりなこと（頭を打ったなど）があれば必ず登園時にお知らせ下さい。

① 発熱38℃以上の熱があったなど。

（37.5℃以上の時は、園から保護者に連絡をさせていただきます。また、熱がなくてもお子さまの様子により連絡させていただくことがあります。必ず連絡がとれるようにしておいて下さい。）

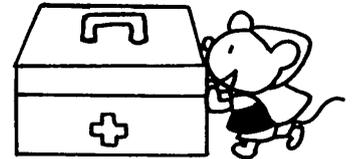
② 嘔吐・下痢・軟便症状があるなど。

③ 機嫌が悪い、食欲がない、眠れなかったなど。

④ 通院した場合は、病名や症状、経過など。

⑤ 自宅で薬を服用している時など。

体調が悪い時はお家でゆっくり休みましょう。感染症の疑いがあるときは、受診をお願いします。



◇園での怪我

・園では怪我がないよう十分注意しておりますが、保育中に怪我をした場合は、病院を受診することがあります。その際、保護者の方には、保険証・医療証の提出をお願いしています。（緊急時をのぞき保護者の方にお知らせしてからの受診となります。）

◇園での受診

園医による内科健診

※0歳児（ひよこぐみ）：月1回、園医による健診があります。月齢にあった成長発達の確認と内科健診です。また、質問がある場合は、担任までお知らせ下さい。医師に聞いておきます。

※1歳児から5歳児：年2回（5月、10月）園医による健診があります。

※5歳児：宿泊保育前に園医による健診があります。

歯科検診

※年2回（6月・11月）、歯科医による歯科検診があります。

※葛飾区で、う歯（虫歯）の本数などを集計しています。虫歯を指摘されましたら速やかにかかりつけ医にかかってくださいますようお願いいたします。

内科健診、歯科検診の日は、体調不良時以外、出来るだけ登園をして下さい。

医師が記入の許可が必要な病気

* 学校保健安全法による

感染症と診断された場合は、集団感染防止のためお休みが必要となります。また病気が治って登園する際は「登園届」が必要です。登園届は園のものでも病院のものでもどちらでもかまいません。

(後に届書がございます。コピーしてご利用下さい)

病名	登園再開のめやす
麻疹 (はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで
※インフルエンザ	症状が出てから5日を経過し、かつ熱がさがってから3日経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ症状軽快後1日を経過するまで
咽頭結膜炎 (プール熱)	主な症状が消えた後2日経過するまで
流行性結膜炎 (はやり目)	医師により伝染の恐れがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	
結核	
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	抗菌薬による治療が終了し、48時間後連続2回の検便結果、陰性が確認されたもの
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により伝染の恐れがないと認められるまで

◇その他

以下の病気の場合は、保育園で集団生活を送っていることを伝え、かかりつけ医に登園の可否を確認してから登園して下さい。

医師の可否の判断後、保護者記入の登園届が必要です。

溶連菌感染・手足口病・伝染性紅斑(りんご病)・ヘルパンギーナ
マイコプラズマ肺炎・ウイルス性肝炎・ウイルス性胃腸炎・带状疱疹
RSウイルス感染症・突発性発しん

◇お願い

目の充血、目やに、発疹、大量のよだれ(乳児)、下痢が続くときは感染症の疑いがありますので、ご家庭でも十分観察をお願いします。(必要時、受診をお願いします。)



◇嘔吐・下痢・血液で汚れた衣服について

汚染された物をそのまま水洗いすることで周囲に飛散し、その後の乾燥で空気中を漂い、吸い込むことで二次感染してしまいます。

したがって、集団感染を防ぐために、保育所内での処理はしないように指導されています。汚れた衣服等の処理はご家庭にて行っていただくようご協力よろしくお願いいたします。

厚生労働省 感染症ガイドライン

「標準予防策」という言葉があり「すべての人の血液、体液（汗を除く）、分泌物、排泄物、粘膜、損傷した皮膚には感染の可能性がある」とみなし感染を予防していくことが定義されています。

感染性胃腸炎では、ノロウイルスやロタウイルスによるものがほとんどです。感染力が強く、おう吐物や下痢便の中には多量のウイルスが含まれています。

ご家庭での消毒方法(参考)

おう吐物や下痢で汚染された衣類は、マスクと手袋をして塩素系消毒薬（ハイターなど）で消毒してから洗濯します。

＊先に洗濯機で洗うと洗濯機がウイルスに汚染されます。

【消毒薬の作り方】

☆消毒薬は家庭用塩素系漂白剤

（塩素濃度5%：ハイター、ブリーチ）で作れます。

50倍希釈液（0.1%）
ペットボトルのキャップ4杯
（5ml×4杯＝20ml）

2Lのペットボトルに原液20ml入れ
水80mlを加えて1Lにします。

血液・便・おう吐物が付着した場所
に使用してください。

＊色物・柄物は色落ちする可能性があります。その場合は、85℃以上のお湯で1分間熱処理をしてから洗濯してください。



☆次ページより登園届や意見書の用紙を載せています。
必要に応じて、コピーしてお使い下さい

くとびひ・水いぼ・アタマジラミは通常休む必要はありませんが、

人に感染するので注意が必要です。必ず通院して下さい。>

登園可能と判断する「意見書」(医師記入)

黎明保育園 施設長殿		
児童氏名 _____		
発症日	_____年	_____月 _____日
病名 『 _____ 』		
_____月 _____日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。		
_____年 _____月 _____日		医療機関名 _____
医師名 _____		印 又はサイン _____

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日経過してから
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性 耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性 角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性 大腸菌感 (O157、O26O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの。
急性出血性 結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヵ月排出される。	医師による感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性 膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

※インフルエンザの際は専用の別紙があります。

【保護者の皆様へ】

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登 園 届 (保護者記入)	
黎明保育園 施設長殿	児童氏名 _____
病名 『 _____ 』と診断され、	
年 月 日 医療機関名 『 _____ 』において、	
病状が回復し集団生活に支障がない状態と判断されたので登園いたします。	
保護者名 _____	印又はサイン _____

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

病名	感染しやすい期間	登園の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24時間～48時間経過していること。
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
新型コロナウイルス感染症	発症の2日前から3日後	発症後5日、かつ症状軽快後1日を経過するまで
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発疹		解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと

※インフルエンザの場合は、こちらをご使用ください。

医師の診断を受け、保護者の方に記入していただきます。

登園届（インフルエンザ専用）

黎明保育園 園長殿

氏名 _____

※平成24年4月より学校保健法においてインフルエンザ感染症の出席停止期間が、「発症してから5日間を経過し、かつ解熱してから3日間経過するまで」に改正されました。子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

（内服中の登園はご遠慮下さい。）

発症日 ____月 ____日

____月 ____日に医師の診断を受け、インフルエンザと診断されました。

このため、____月 ____日から欠席していましたが、____月 ____日に

医師より登園の許可が出ましたので登園します。

____年 ____月 ____日

保護者氏名 _____ 印

医療機関名： _____

医師氏名： _____

※ 病気の状況によっては、保育園から医療機関へ連絡する場合があります。

◆連絡事項

家庭で	伝染性膿化疹(とびひ)は患部をガーゼなどで覆って下さい。
園にお迎えに来ていただく場合	<p>保育中に体調が悪くなったときは、保護者の方にご連絡します。全身状態が悪い場合は、熱が高くなくてもご連絡させていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の疑いがあるとき ・顔色が悪い、機嫌が悪い、元気が無くぐったりしている、食欲がない ・痛み、かゆみがひどい ・体温が平熱より1度以上ある(38度以上がめやす) <p>※感染症対策のため、発熱後24時間はご家庭で様子を見ていただいています。</p>
投薬について	<p>原則として、薬はお預かりしません。しかし、慢性の病気等で、子どもが薬の服用なしでは、健康的な日常生活が過ごせない場合に限り、医師の指示する薬をお預かりします。保育園における薬の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> ①風邪薬などは、朝・夕の2回や帰宅時、就寝時など、飲ませる時間を医師とご相談下さい。 ②保育時間内に薬を預ける際は、与薬依頼書の記入が必要です。 ③初めての薬は、一度ご家庭で内服したものに限りです。 ④1回分のみを必ず用意して下さい。(袋や容器に氏名を記入) ⑤以前処方された薬の飲み残しは、お預かりしません。 ⑥塗り薬・目薬は、お預かりしません。 ⑦熱性けいれんの既往があり、かかりつけ医の指示がある場合のみ、薬をお預かりします。 ⑧アレルギーがある方でエピペンを処方されている方は取扱いを職員までご相談下さい。 <p>*⑦・⑧は事前に医師の指示書の提出が必要です。</p>
予防接種	<p>集団生活の為、感染症に罹る機会が多くなります。予防接種は月齢に応じて体調の良いときを見計らって早めに受けましょう。</p> <p>(BCG、麻疹、四種混合は受けられる月齢を過ぎたら優先に)</p> <p>※任意接種も含め、予防接種をしたら必ず担任にお伝え下さい。</p> <p>※予防接種は降園後やお休みの日に受けていただき、その後自宅で様子を見て下さい。</p>

※園内で感染症が発生したときは玄関看護掲示板に、掲示いたします。

◇怪我や病気、健診でお世話になる地元のお医者様です。

・佐久間レディース&ファミリアクリニック(小児内科)	TEL 3691-0371
・南郷整形外科(整形外科)	TEL 3691-1613
・井沢耳鼻科	TEL 5680-8733
・武藤歯科医院	TEL 3602-8866
・たからまち眼科	TEL 6657-7657
・さい整形外科クリニック	TEL 5654-2070

健康観察のポイント

お子様の健康観察ポイント

集団生活をする上で感染症はなるべく避けたい病気です

うつらないだけでなく他の人にうつさないことにも気をつけましょう

☆登園後に下記のような症状がある場合は、ご連絡をさせていただくことがあります
また、ご様子によっては早めの受診をお勧めします。

熱

- 38℃以上
 - 38℃以下でも元気がなく機嫌が悪い
 - せきで眠れない
 - 排尿回数が少ない
 - 食欲がなく水分がとれない
- ☆朝37.5度以上ある場合は登園をお控えください

皮膚

- 発疹が時間の経過とともに増える
- 水泡、化膿、出血している
- 打撲のあざ、傷がある

目

- 目やにがある
- 目が赤い
- まぶたがはれぼったい
- まぶしがる

咳

- 咳がでて眠れない
- ゼイゼイ音ヒューヒュー音がある
- 少し動いただけでも咳がでる
- 咳とともに咳
- 呼吸が苦しそう

嘔吐

- 2回以上はく、水を飲んでもはく
- 吐き気がとまらない
- 下痢、腹痛を伴う嘔吐

お腹

- 張って触ると痛がる
- 股の付け根が腫れている

下痢

- 食事や水分をとると下痢をする
- 腹痛を伴う下痢がある
- 水様便が2回以上みられる



体調不良でお休みしてから保育園に来る目安

☆お子様の平熱を知っておくことで症状の変化がわかりやすいです。

☆ぐずる、元気がない、睡眠中に泣いて目が覚めるなどもお子さんからのサインです

熱

- 解熱後24時間経過している
 - 24時間解熱剤を使っていない
 - 当日37.5度以上の熱がない
 - 前日38度を超える熱は出ていない
 - 元気があり機嫌がよい
 - 食事や水分がとれる
- ☆朝37.5度以上ある場合は登園をお控えください

皮膚

- 患部が乾いている
- 患部がガーゼなどで覆えている
- 受診の結果、感染の恐れがないと診断されたとき

目

- ☆感染の恐れがないと診断される
- 目やにや充血などが改善される
- まぶしがる

咳

- ゼイゼイや呼吸困難がない
- 続く咳がない
- 食事がとれる

嘔吐

- 24時間で2回以上の嘔吐がない
 - 水分摂取ができ食欲がある
 - 発熱がない
- ☆感染の恐れがないと診断される

下痢

- ☆感染の恐れがないと診断される
- 発熱がない
- 24時間以内に2回以上の下痢がない

☆診断名によって、登園の目安がちがいます。
病名がわかり次第ご連絡をお願いいたします。



◆園生活上の注意・お願い

- ①朝、必ず検温してから登園して下さい。
また、前日帰宅後から登園までの間、心身の健康上何か異常が見られた場合は翌朝登園の際に必ず職員にお伝え下さい。
- ②乳児クラスは連絡帳を使用しますので毎日ご家庭で記入して下さい。
また、園からの連絡も必ずご覧下さい。
- ③クラスでのお子様の受入れ前に、必ず排泄の確認をして下さい。
- ④爪は週に1回、週末に確認して下さい。
- ⑤子どもたちの遊びの保障の為、保育室にはなるべく入らないで下さい。
- ⑥全ての持ち物には、必ず記名して下さい。

◆個人情報保護について

○保育園では保護者の皆様より連絡先など様々な個人情報をお受けしております。「個人情報保護条例」に基づき、個人の尊厳を最大限に尊重するという理念のもと、利用目的を明らかにし、それ以外の使用をせず適正に取り扱いますので「保育園での個人情報取り扱いに対する同意書」を提出していただいています。

◆苦情解決の取組み

雲柱社では事業の内容、職員の対応、安全管理などについて利用者の皆さまのご要望やご意見を受け止め、耳を傾け、サービスの向上をさせていくための窓口を設けています。どうぞ、遠慮なくお問い合わせください。

社会福祉法人雲柱社の窓口

苦情受付者：常務理事 内堀 浩幸・川島 克之
苦情対応責任者：理事長 小磯 満
(法人事務局) TEL 03-3302-2884
FAX 03-3302-6983
E mail somu@unchusha.com

第三者委員のお問い合わせ先

第三者委員のお問い合わせ先

- ・野原 健治 (興望館施設長) 03-3611-1880
- ・高木 恒子 (福)雲柱社評議員) 03-3611-8339
- ・菊地 せい子 (元雲柱社施設長) 03-3422-8269
- ・中村 文子 (NPO法人若駒ライフサポート)042-627-5204
- ・佐藤 久美 (御殿場市子ども保育課指導員) 0550-83-4435
- ・齋藤 治俊 (元御殿場市子ども保育課指導員) 090-1628-9113
- ・亀谷 美代子 (元(福)雲柱社施設長) 0463-23-0514

乳幼児突然死症候群（SIDS）について

睡眠中の赤ちゃんの死亡を減らしましょう

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）という病気のほか、窒息などによる事故があります。

SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気で、窒息などの事故とは異なります。

令和5年には48名の乳幼児がSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第5位となっています。

SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることで、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

(1) 1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう

SIDSは睡眠中に起こります。うつぶせ寝、あおむけ寝のどちらの体勢でも起こっていますが、あおむけに寝かせたほうが発症率が低いことが研究でわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。

(2) できるだけ母乳で育てましょう

母乳で育てられている赤ちゃんのほうが、SIDSの発症率が低いことが研究でわかっています。様々な事情があり、すべての人が母乳育児ができるわけではありません。無理のない範囲で母乳育児にトライしてみましょう。

(3) たばこをやめましょう

たばこもSIDSの発生要因のひとつであるといわれています。乳幼児の周囲で誰かがたばこを吸うことは、SIDSの発生率を高くすることがわかっています。妊婦自身の喫煙、まわりの人が吸ったたばこの副流煙を妊婦が吸う「受動喫煙」も生まれた後にSIDSの発生要因になります。こどもに関わるすべての大人は喫煙をやめましょう。

☆ 保育園では

- 睡眠中の子どもから目を離さないように観察しています。0歳児は、目視に加えて、午睡センサーを使用し、記録をとっています。1歳児は10分ごとに呼吸、顔色、寝息、胸の上下運動を観察し、必要に応じて体に触れ、子どもの反応があれば異常なしと記録しています。
- 横向き、うつぶせ寝の時は、あおむけ寝に直しています。

☆ 保育園に入園するにあたって

ご自宅で、うつぶせ寝の習慣がある場合は、保育園の午睡でもあおむけ寝を嫌がると思います。あおむけ寝に直しても、すぐにうつぶせに戻ってしまうので、ご自宅でも、入園前からあおむけ寝で寝るようにしてみましょう。

◆緊急時メールシステムの登録についてのお願い

黎明保育園では、緊急連絡などの情報を速やかに保護者の皆様の携帯電話にメールで送信できるしくみを導入しています。

この「メールシステム」は以下のような使用をします。

- ①緊急連絡・園からのお知らせを正確に素早く受け取ることができる
- ②災害時の安否確認
(地震や災害等での園児の安否や避難場所を保育園からの特別回線を使ったメール配信によって速やかに確認することができる。)
- ③宿泊保育(5歳児)や遠足での緊急連絡。
(出発時間の変更や、交通事情による遅延情報等をお送りする)
- ④写真販売のお知らせ等

登録して頂いた個人情報に関しまして、個人情報保護法に基づいてサーバーを通して厳重に管理されていますので、安心してご登録下さるようご協力をよろしくお願いいたします。

尚、登録方法に関しましては、次ページの簡易マニュアルをご覧ください。不明な点に関しましては、黎明保育園・施設長までお尋ね下さい。

また、メールアドレス変更の際は
必ず忘れずにお声おかけ下さい

*毎年、4月の新学期と9月の避難降園訓練の前に
テストメールを配信しています。受信が無い場合も
お知らせ下さい。



かんたんメールver2 登録方法

(緊急時メールシステム)

まず始めに、
メール受信設定（迷惑メール防止・ドメイン設定）をされている方は
「kidsinfo.jp」からのメールが受信できるよう設定して下さい。

空メールを送信してメールアドレスを登録します。

① 携帯電話のメール機能から、新規メール作成画面を開き

宛先に touroku@kidsinfo.jp

件名に aur (半角英数)

本文に 何も入力しない状態

を入力して、送信してください。

< QRコードでも読み取れます >



② 自動返信メールが送られます。

メールを確認し、URL をクリックして利用者状況の登録をして下さい。

必要事項を記入し、**保存**ボタンを押して登録完了となります。

<注意> **氏名**には、お子様のお名前を記入下さい。

クラスは、現在のお子様の在籍クラスを選択して下さい。

新入園児の方は、**2025年度新入園児**を選択して下さい。

③ 登録が完了の場合、**ID とパスワード**が記載されたメールが返信されますのでご
確認ください。(忘れないよう保管して下さい)

以上でジャクエツメール登録は、終了です。ありがとうございました。

お願い

* きょうだい児がいる方はお子様一人ずつの登録をしてください。

クラスごとにメールを配信することもありますのでお願いします。

ご不明な点ありましたら職員までお声おかけください。

写真販売について

保育園での普段の様子をクラスの保育者が撮影した写真を年に3～4回程販売をします。個別での撮影ではなく、日常の生活の中での風景が主だった写真となりますのでご理解下さい。また写真販売については、「ユニファ株式会社」が提供しているインターネットを利用した写真販売サービスを導入しています。

つきましては、別紙の個人情報同意書で示しております通り、個人写真等(日常保育や各種行事などの写真)を掲載させていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以下、販売会社詳細

写真展示を行うサイトは、プライバシーマークを取得しているユニファ株式会社の運営の専用サイト内にて、写真の展示販売を行いますので、閲覧するには、保護者登録をしていただく必要があります。関係者以外閲覧することは出来ませんのでご安心下さい。

第三者機関である「一般財団法人情報日本情報社会推進協会」による現地審査等を経て、個人情報を適切に取り扱うことのできる企業として、プライバシーマーク付事業者として認定を受けております。登録番号17001599号

※写真販売方法については詳細を配布いたしますので、そちらをご確認ください。

また、このシステムに必要なパスワードは、別途書面にてお知らせいたしますので、必ずご確認くださいませようお願いします。

○販売価格：保育者撮影	L版1枚	プリント	72円	データ	65円
	2L版1枚(帯入り)	プリント・データ	539円		
カメラマン撮影	L版1枚	プリント	172円	データ	149円
	2L版1枚(帯入り)	プリント・データ	770円		

○注文いただきました写真は、保護者様のご自宅に直接配送されます。

ご注文後10日間前後で自宅に届きます。 【 送料242円 】

- 支払い方法
- ・クレジットカード支払い【手数料無料】
 - ・コンビニ後支払い【手数料200円】 から選べます。

注 意

販売期間はメールでお知らせすると共に、クラスでも販売の開始の期間を掲示にてお知らせします。

販売期間を過ぎますと購入が出来なくなります。

必ず余裕をもってご購入下さい。

災害時避難場所について

毎月、避難訓練を実施しています。訓練の時間によっては、登園時間・登園場所変更のご協力をお願いする場合があります。また、避難場所は以下の通りです。

一次避難場所・・・黎明保育園園庭

二次避難場所・・・ウェルピア葛飾グランド

指定緊急避難場所・・・新四つ木橋地区東岸

水難時は、保育園3階ホールに避難します。



社会福祉法人 雲柱社 黎明保育園運営規程

(名称)

第1条 本園は、黎明保育園と称する。

(所在地)

第2条 本園を東京都葛飾区堀切三丁目30番12号に置く。

(目的及び運営方針)

第3条 本園は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

- 2 本園は保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場所を提供するよう努めるものとする。
- 3 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、乳幼児及び幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 本園は利用乳幼児の属する家庭や地域とのさまざまな社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 本園は関係法令を遵守し、事業を実施するものとする

(特定教育・保育内容)

第4条 本園は、保育所保育指針に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- 1 特定教育・保育(第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。)
第7条に規定する時間において、保育を提供する。
- 2 食事の提供
- 3 その他保育に係る行事等

(定員)

第5条 本園の利用定員は105名とし、その内訳は、子ども・子育て支援法（以下「法」という）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次の通り定める。

- 1 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定こども」という。）60名（内 3歳児20名、4歳児20名、5歳児20名）
- 2 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定こども」という。）のうち満1歳以上の子ども36名（内 1歳児16名、2歳児20名）
- 3 第3号認定こどものうち、満1歳未満の子ども9名
- 4 前項にかかわらず、入園待機児解消の為、定員緩和を葛飾区に協力していくものとする。
- 5 前2項にかかわらず、育児休業終了後の就業等の入所の場合等上記定員を超えた場合も葛飾区に協力していくものとする。
- 6 連続する2年間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合は、定員の見直しを行うものとする。
- 7 このほかに、葛飾区から要請があった場合緊急一時保育を受け入れるものとする。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日及び年末年始（12月29日より1月3日まで）を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は次の通りとする

1 本園の保育標準時間認定に係る保育時間は午前7時15分から午後6時15分までの11時間の範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

2 保育短時間認定に係る保育時間

8時45分から16時45分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、7時15分から8時45分まで又は16時45分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(職員の職種、人数及び職務の内容)

第8条 園に次の職員を置く。

(1) 園長 1名 (常勤専従)

園長は職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。

(2) 主任保育士 1名 (常勤専従)

主任保育士は、保育士などの資格を有し、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 15名

保育士は、保育士資格を有し、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 看護師 1名

看護師は、児童の健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。

(5) 栄養士 2名

栄養士は利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成し、給食業務の総括を行う。

(6) 嘱託医 1名

嘱託医及び歯科嘱託医は、児童の健康管理業務を行う。

(7) 調理員 2名

調理員は給食業務に従事する。

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職務の心得)

第9条 職員は、この規則及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

(平等の原則)

第10条 本園は、利用乳幼児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしない。

(利用者負担その他の費用)

第 11 条 本園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた区市町村に対し、当該区市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 本園は支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間に置いて、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第 28 条第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付及びその他必要な措置を講じるものとする。

3 本園は、全二項の支払を受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用の内、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第 12 条 本園は、市区町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第 13 条 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 2 号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 3 号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重要な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第 14 条 本園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主事の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、利用乳幼児の保護者等に連絡すると共に、必要な措置を講じるものとする。

3 本園は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(虐待等の禁止)

第 15 条 本園は、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (3) その他、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉施設最低基準第 9 条の 2 及び同第 9 条の 3 の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る、体罰等直接利用乳幼児の身体に外傷を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えない又は無理に食べさせること。

- (6) 利用入幼児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉かけ（呼び捨て、怒鳴る等）や利用乳幼児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 本園を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該利用乳幼児を無視すること。

(児童虐待防止法遵守)

第 16 条 職員は、利用乳幼児の虐待が疑われる場合には、利用乳幼児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。

(感染症対策)

第 17 条 本園において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね 3 か月に 1 回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 18 条 本園は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止のための安全点検チェックリスト等（別添）を定め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 利用乳幼児に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用乳幼児の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(日課及び年間行事)

第 19 条 日課及び年間行事については別に定める。

(欠席)

第 20 条 利用乳幼児が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園長に届け出るものとする。

(休園)

第 21 条 利用乳幼児又は利用乳幼児の同居家族に伝染病の発生により、他の利用乳幼児に感染する恐れがあると園長が認めるときは休園を命じることができる。

(保護者との連絡)

第 22 条 本園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第 23 条 園長、看護師は常に利用乳幼児の健康に留意し、年 2 回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

2 職員の健康診断は年 1 回以上、調理員等給食関係者及び乳児担当職員は毎月検便を実施するものとする。

(衛生管理)

第 24 条 本園は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行い、年 1 回の大掃除を行うものとする。

(苦情対応)

第 25 条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合本園は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、別紙苦情対応規程に記載された通りである。

(相互信頼関係の構築)

第 26 条 利用乳幼児が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため職員及び保護者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

(第三者評価受審)

第 27 条 本園にかかる第三者評価事業を 3 年に 1 回受審するものとし、この結果を公表するものとする。

(秘密の保持)

第 28 条 本園は、業務上知り得た利用乳幼児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用乳幼児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(防災管理・災害対策)

第 29 条 園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月 1 回利用乳幼児及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。

(改正)

第 30 条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人雲柱社理事会の議決を経るものとする。

付則 この規則は平成 26 年 12 月 6 日から施行する。

2019（令和元）年 12 月 1 日 改定

成長させてくださったのは神です。

<コリントの信徒への手紙 3：6>